

改定後 (R5.5)	現行 (R5.1)
<p>8 主任技術者等の専任</p> <p>(1) 主任技術者等の専任</p> <ul style="list-style-type: none"> 業法では、主任技術者及び監理技術者に対しは、「公共性のある施設等に関する重要な建設工事で、政令で定める請負代金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」と規定されている。 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。 この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。 なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる。 特定専門工事において、元請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている。 主任技術者等の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。 そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点から、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由（当面の間、新型コロナウイルス感染症に関連した理由を含む。）で主任技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。 <p>この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、主任技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、主任技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、主任技術者等の適正な配置等に留意されたい。</p> <p>また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合等の施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。</p>	<p>8 主任技術者等の専任</p> <p>(1) 主任技術者等の専任</p> <ul style="list-style-type: none"> 業法では、主任技術者及び監理技術者に対しは、「公共性のある施設等に関する重要な建設工事で、政令で定める請負代金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」と規定されている。 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。 この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。 なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる。 特定専門工事において、元請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている。 主任技術者等の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。 そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点から、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由（当面の間、新型コロナウイルス感染症に関連した理由を含む。）で主任技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。 <p>この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、主任技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、主任技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、主任技術者等の適正な配置等に留意されたい。</p> <p>また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合等の施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。</p>

改定後 (R5.5)

11 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(3) 複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合

発注者が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者がこの工事全体の請負契約を履行することが合理的な場合がある。このため、全体の工事を1つの工事とみなせるときは、受注者は、**全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で**、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できるものとする。~~ただし、当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。~~

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、次のとおり、全体の工事を1つの工事とみなして業法等の規定を適用するものとする。

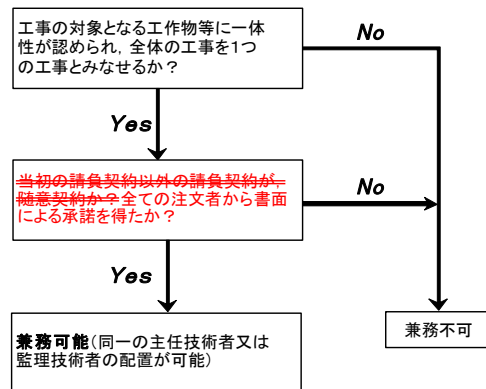
ア 適用

(ア) 複数の工事の下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

(イ) 複数の工事に係る請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

※これを適用する場合は、それぞれの工事の請負代金額が4,000万円未満であっても、複数の工事に係る請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には、主任技術者等は専任を要するので留意が必要である。

イ フロー図（複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合）



現行 (R5.1)

11 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(3) 複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合

発注者が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者がこの工事全体の請負契約を履行することが合理的な場合がある。このため、全体の工事を1つの工事とみなせるときは、受注者は、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できるものとする。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、次のとおり、全体の工事を1つの工事とみなして業法等の規定を適用するものとする。

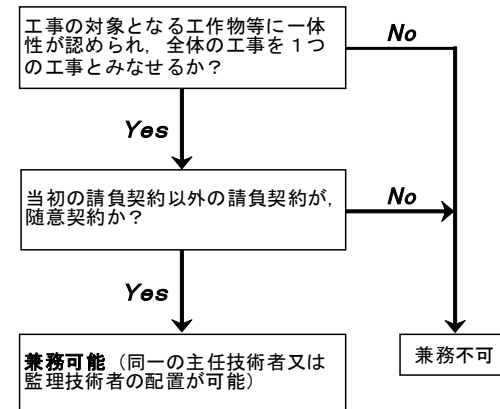
ア 適用

(ア) 複数の工事の下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

(イ) 複数の工事に係る請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

※これを適用する場合は、それぞれの工事の請負代金額が4,000万円未満であっても、複数の工事に係る請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には、主任技術者等は専任を要するので留意が必要である。

イ フロー図（複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合）



改定後 (R5.5)	現行 (R5.1)
<p>15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代</p> <p>県土整備部では、総合評価落札方式を適用し契約した建設工事において、配置予定技術者として評価した主任技術者、監理技術者及び特例監理技術者の工期途中での交代について、この工事における入札及び契約手続きの公平性を確保する観点から、<u>原則として、認めていない。ただし、主任技術者等の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（以下「特殊事情」という。）が発生したときは、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。</u>一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置する場合、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。</p> <p>(1) 特殊事情の解釈等</p> <p>ア 死亡の場合とは、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。</p> <p>イ 入院等の場合とは、傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除くものとする。</p> <p>なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができるものとする。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしないものとする。</p> <p>また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>ウ 退職の場合とは、死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できることをいう。</p> <p>エ 工期延伸の場合とは、天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。</p> <p>オ 真にやむを得ない場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業に伴う育児や家庭内で感染が確認される等、新型コロナウイルス感染症に関連した理由により現場代理人又は主任技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合を含むものとする。（当面の運用）</p>	<p>15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代</p> <p>県土整備部では、総合評価落札方式を適用し契約した建設工事において、配置予定技術者として評価した主任技術者、監理技術者及び特例監理技術者の工期途中での交代について、この工事における入札及び契約手続きの公平性を確保する観点から、<u>原則として、認めていない。ただし、主任技術者等の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（以下「特殊事情」という。）が発生したときは、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。</u>一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置する場合、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。</p> <p>(1) 特殊事情の解釈等</p> <p>ア 死亡の場合とは、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。</p> <p>イ 入院等の場合とは、傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除くものとする。</p> <p>なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができるものとする。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしないものとする。</p> <p>また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>ウ 退職の場合とは、死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できることをいう。</p> <p>エ 工期延伸の場合とは、天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。</p> <p>オ 真にやむを得ない場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業に伴う育児や家庭内で感染が確認される等、新型コロナウイルス感染症に関連した理由により現場代理人又は主任技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合を含むものとする。（当面の運用）</p>